

## 手当などについて



お子さんやご家族を支援するための手当があります。該当する手当を積極的に活用して、療育や相談、さまざまな体験活動などお子さんに役立つ支援につなげてください。

### 特別児童扶養手当

20歳未満の重度・中度の身体または知的障がいのあるお子さんを監護・養育している方に支給される手当です。申請が必要です。

※原則、診断書によって手当が受けられるかの判定が行われるため、障がい者手帳をお持ちでないお子さんも対象になる場合があります。

対象者	重度の障がい児を監護・養育している方⇒手当1級 中度の障がい児を監護・養育している方⇒手当2級
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(窓口にあります)</li> <li>申請者と対象児童の戸籍謄本</li> <li>世帯全員の住民票</li> <li>申請者名義の通帳</li> <li>診断書、障がい者手帳など</li> </ul>
支給月額	手当1級 55,350円 手当2級 36,860円 (令和6年4月現在) ※4・8・11月に4ヶ月分振り込まれます。
窓口	飯塚市役所 こども家庭課 ☎ 0948-22-5500(内線1114) fax 0948-21-9508

### 障がい児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

対象者	重度の障がいがあり、20歳未満の在宅の方 ※障がいの要件についてはお問い合わせください。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求書、所得状況書(窓口にあります。)</li> <li>診断書</li> <li>印かん・障がい者手帳・マイナンバー・通帳</li> </ul>
支給月額	月額 15,690円 (令和6年4月現在) ※2・5・8・11月に3ヶ月分振り込まれます。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

## お子さんが20歳になったら…

障がい児福祉手当を受給されているお子さんが20歳になったら、20歳以上の方が対象となる「特別障がい者手当(下記に掲載)」を個別にご案内します。特別障がい者手当の受給要件は、障がい児福祉手当の要件とは、異なっているのでご注意ください。その他にも20歳になると「障がい年金」が受けられる場合があります。



### 特別障がい者手当

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。

対象者	重度の障がいがあり、20歳以上の在宅の方 ※障がいの要件についてはお問い合わせください。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求書、所得状況書(窓口にあります。)</li> <li>診断書</li> <li>印かん・障がい者手帳・マイナンバー・通帳</li> </ul>
支給月額	月額28,840円 (令和6年4月現在) ※2・5・8・11月に3ヶ月分振り込まれます。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線1151) fax 0948-21-6356

### 障がい(基礎・厚生(共済))年金

障がいの状況などにより20歳から請求できる障がい基礎年金と、初診のときに厚生年金、共済組合に加入していた場合に請求できる障がい厚生(共済)年金があります。

対象者	法令で定められた障がい状態である20歳以上の方
内容	年金の級(障がい者手帳の等級とは異なる)などに応じて金額が異なります。
備考	障がいの状況などの受給の要件がありますので、事前にご相談ください。ご相談は20歳前でも可能です。※ご相談の際は、「傷病名、初診日、通院履歴」をメモしておくことが円滑にすすみます。
窓口	<b>基礎年金</b> ・20歳到達により年金を申請する場合 ・初診のときに国民年金に加入している自営業や学生、無職の方(第1号被保険者)の場合 飯塚市役所 医療保険課 年金係 ☎ 0948-22-5500(内線1031,1032) fax 0948-25-0560
	<b>厚生年金</b> ・初診のときに厚生年金、共済組合に加入していた方(第2号被保険者)、またはその方に扶養されていた方(第3号被保険者)の場合 直方年金事務所または所属していた共済組合 ☎ 0949-22-0891 fax 0949-28-0549